

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国立及び公立高等学校等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。)の生徒等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。)の保護者等に対する奨学のための給付金の支給事務に係る特定個人情報保護評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県教育委員会は、国立及び公立高等学校等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。)の生徒等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。)の保護者等に対する奨学のための給付金の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県教育委員会

公表日

令和5年1月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国立及び公立高等学校等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。)の生徒等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。)の保護者等に対する奨学のための給付金の支給事務
②事務の概要	埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱及び埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金事業支給要綱に基づき、国公立高等学校在学者に対して、奨学のための給付金を支給する業務である。 保護者等の前年度所得による受給資格の制限があるため、保護者等の各種所得情報等を情報提供ネットワークを通じて照会し、受給資格の判定を行う。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
奨学給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 ・埼玉県個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1項番9 ・埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 ・埼玉県個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1項番9 ・埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則 第10条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育局教育総務部財務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	埼玉県教育局財務課 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-6652
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	埼玉県教育局財務課 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-6652

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	財務課長	課長	事後	記載事項修正
平成31年3月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年9月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年9月1日 時点	平成31年2月1日 時点	事後	時点修正
平成31年3月28日	IVリスク対策		新様式への変更 (IVリスク対策を追加)	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 埼玉県個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1項第9 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則 第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二項第106 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条第1号ニ・ホ 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 埼玉県個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1項第9 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則 第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二項第106及び113(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条第1号ニ・ホ及び第58条第1号イ(情報照会) 	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年2月1日 時点	令和1年9月1日 時点	事後	時点修正
令和2年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年2月1日 時点	令和1年9月1日 時点	事後	時点修正
令和2年11月4日	評価書名	国立及び公立高等学校等の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給事務に係る特定個人情報保護評価書	国立及び公立高等学校等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。)の生徒等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。)の保護者等に対する奨学のための給付金の支給事務に係る特定個人情報保護評価書	事後	事務追加
令和2年11月4日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	埼玉県教育委員会は、国立及び公立高等学校等の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	埼玉県教育委員会は、国立及び公立高等学校等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。)の生徒等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。)の保護者等に対する奨学のための給付金の支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	事務追加
令和2年11月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国立及び公立高等学校等の生徒等の保護者等に対する奨学のための給付金の支給事務	国立及び公立高等学校等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、特別支援学校の高等部を除く。)の生徒等(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。)の保護者等に対する奨学のための給付金の支給事務	事後	事務追加
令和2年11月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱に基づき、国公立高等学校在学者に対して、奨学のための給付金を支給する業務である。	埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金事業支給要綱及び埼玉県国公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金事業支給要綱に基づき、国公立高等学校在学者に対して、奨学のための給付金を支給する業務である。	事後	事務追加
令和2年11月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 埼玉県個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1項第9 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則 第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二項第106及び113(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条第1号ニ・ホ及び第58条第1号イ(情報照会) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 埼玉県個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1項第9 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則 第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二項第106及び113(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条第1号ニ・ホ・ヘ及び第58条第1号イ(情報照会) 	事後	主務省令等の改正
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和1年9月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	時点修正
令和2年11月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和1年9月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	時点修正
令和3年3月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年10月1日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	時点修正
令和3年3月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年10月1日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	時点修正
令和3年12月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 埼玉県個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1項第9 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則 第10条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号別表第二項第106及び113(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第53条第1号ホ・ヘ及び第58条第1号イ(情報照会) 	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 埼玉県個人番号の利用等に関する条例 第4条第1項 別表第1項第9 埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則 第10条 	事後	番号法の改正 及び 「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年12月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	時点修正
令和3年12月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年9月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	時点修正
令和5年1月4日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	時点修正
令和5年1月4日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和4年10月1日 時点	事後	時点修正